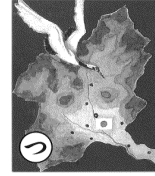




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月9日（月） 号外（第2号）

■ 目 次

ページ

**公安委員会規則**

○群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

2

**■ 公安委員会規則**

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月9日

群馬県公安委員会委員長 金子正元

**群馬県公安委員会規則第2号****群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則**

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条中「子ども・女性安全対策課」を「人身安全対策課」に、「少年課」を「子供・女性安全対策課」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「子ども・女性安全対策課」を「人身安全対策課」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案への対処及び指導に関すること。

第14条（見出しを含む。）中「少年課」を「子供・女性安全対策課」に改め、同条第8号中「少年育成センター」を「児童虐待対策室」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号を同条第10号とし、同条第6号を同条第9号とし、同条第5号を削り、同条第4号を同条第8号とし、同条第3号を同条第7号とし、同条第2号を同条第6号とし、同号の前に次の3号を加える。

(3) 少年非行の防止に関すること。

(4) 少年相談及び少年補導に関すること。

(5) 被害少年等の保護及び支援に関すること。

第14条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 子供及び女性の安全対策に関すること。

第44条を次のように改める。

（児童虐待対策室）

第44条 子供・女性安全対策課に、児童虐待対策室を附置する。

2 児童虐待対策室は、前橋市大手町一丁目に置く。

3 児童虐待対策室の事務は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に関することその他の児童虐待に関することとする。

附 則

この規則は、令和2年3月19日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111